

令和8年度南島原市・天草市連携事業業務仕様書

1. 委託業務名

令和8年度南島原市・天草市連携事業業務

2. 委託期間

契約締結日から令和9年3月16日まで

3. 目的

南島原市及び天草市(以後、「両市」とする。)では、近隣県からの誘客、新たな交流人口の拡大および両市の更なる知名度・認知度向上に注力していきたいと考えている。

本業務では、両市が有する世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」をはじめとする観光資源や特産品の情報発信、航路で両市を周遊させる観光企画等を展開することにより、両市の知名度・認知度の向上、観光需要の拡大を図るとともに、地域間交流をはじめとした交流人口の拡大、ひいては台湾・韓国をターゲットとしたインバウンド観光消費の拡大に寄与し、地域全体の活性化につなげることを目的とする。

4. 委託業務内容

受託者は上記目的の達成のため、企画、提案、実施、報告すべてを実施することとする。

業内容については下記のとおりとし、各事業者の自由な発想に基づき提案することとする。

なお、近年の社会情勢、消費者行動の変化を的確に捉え、継続的に実施できる手法にて行うものとする。

また、受託者はこれまで本事業で得た成果品等を利用することができる。

例:Instagram(両市で各1アカウント)、PR動画、パンフレットデータ

- ① レンタカー、自家用車等での両市の周遊を目的とした業務
- ② 世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」を活用した業務
- ③ 台湾・韓国をターゲットにしたインバウンド対策に関する業務

5. 成果品の提出

(1) 業務内容について、以下により成果品として提出するものとする。

- ① 業務完了報告書
- ② 画像データ等を格納した電子媒体
- ③ 広告等制作物一式

(2) 納入先

〒859-2211

長崎県南島原市西有家町里坊96番地2

南島原市 地域振興部 商工観光課

〒863-8631

熊本県天草市東浜町8番1号

天草市 観光文化部 観光振興課

6. 効果測定 (KPI)

本業務の効果測定を行うにあたり、下記の情報を示すこと。

- (1) 両市をつなぐ島鉄フェリーの利用台数・利用増加率
- (2) 実施した業務の広告換算額や経済効果
- (3) テレビ放送の視聴率、各種 SNS の拡散効果（「いいね」やリツイート数など）
- (4) 取材先（生産者、店舗等）の売り上げ、来訪者増加率などに関するアンケート結果
- (5) その他、効果検証の結果等

7. その他留意事項

(1) 提案について

提案された事業が正式に決定した後に、速やかに具現化できる提案とすること。また、事業終了後も PR 効果の継続性が見込める提案とすること。なお、ウェブサイトを設置する場合は市ホームページもしくは無料サーバーを使用するなど、運営コスト削減に努めること。

(2) 業務遂行に係る体制

本業務を所定の期間内に履行するため、受託者は、専属の担当者を置くこととする。担当者は両市と密に協議を行いながら、本業務を進めていくこととする。

(3) 守秘義務

受託者は、本業務を通じて知り得た秘密を第三者に漏えいすること、資料やデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講じること。

(4) 個人情報の取り扱い

受託者は、本業務に関連した個人情報の取り扱いについては、関係法令等を遵守すること。（本業務の履行により知り得た事項を他に漏らさないこと。）

(5) 著作権等

受託者は、本業務の遂行により生じた著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定された権利を含む）を、成果品の納入、検査合格後、ただちに委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、著作権が譲渡できないテレビ番組などについては、双方協議のうえ

決定するものとする。

また、受託者は、委託業務の遂行にあたり、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、プライバシーまたは肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。

(6) 疑義の解消など

業務の実施にあたり必要な事項のうち、本書で明記のない点や疑義が生じる場合、これに係る変更を行う場合は、速やかに両市と協議を行うこと。

(7) その他

提案内容の変更に伴い、協議のうえで事業費を変更する場合がある。